

原油価格や物価などの高騰による負担を軽減

千代田町原油価格・物価高騰対策農業者支援給付金

このご案内は、11月上旬に毎戸配布にてお知らせした「千代田町原油価格・物価高騰対策農業者支援給付金」の支給対象要件に該当する方で、現時点で未申請の方に対して再度お知らせをさせていただくものです。

本給付金は、**予算上限に達した時点で申請受付が終了**となりますので、裏面の対象要件に該当していて申請がお済みでない方は、お早めにご申請ください。

※ 本給付金の支給は1回限りのため、すでに申請・受給された方については改めてのお手続きは不要ですので、ご注意ください。

支援金の額	個人 8万円 1経営体につき 法人 15万円 ※申請は1回限りです。
-------	---

申請期限	令和5年1月31日（火） まで
------	------------------------

申請書 配布場所	千代田町役場 1階 産業観光課（⑦番窓口）
-------------	------------------------------

申請方法	申請書類を産業観光課窓口に提出 または 郵送 ※郵送提出は申請期限の当日消印有効です。なお、郵送料はご負担ください。
------	--

申請書類		「千代田町原油価格・物価高騰対策農業者支援給付金支給申請書兼請求書」のほか、申請者の区分に応じて、以下の書類を提出してください。
個人 の場合	令和3年に農業 収入がある人	① 本人名義の振込先口座の通帳の写し
	新規就農者	① 本人名義の振込先口座の通帳の写し ② 個人事業の開業届出書（本年11月1日より前の日付の受付印が押印されたもの）の写し ③ 出荷伝票の写しその他の本人名義で出荷又は販売したことを証明する書類
法人 の場合	令和3年に農業の 売上がある法人	① 法人名義の振込先口座の通帳の写し ② 法人の履歴事項全部証明書（令和4年11月1日以降の日付で発行されたもの）の写し ③ 直近の年度の法人税等の確定申告に係る決算報告書の写し
	新規法人	① 法人名義の振込先口座の通帳の写し ② 法人の履歴事項全部証明書（令和4年11月1日以降の日付で発行されたもの）の写し ③ 出荷伝票の写しその他の法人名義で出荷又は販売したことを証明する書類

対象要件	次の1-①または1-②のいずれかに該当し、かつ、2～6のすべてに該当する人
個人の場合	1-① 令和3年の収入に係る税の申告（確定申告等）において農業収入がある人 ※雇用されて農業を行っている場合（給与収入のみ等）は対象となりません。 ※令和3年に農業収入がある人から経営を継承した人は対象となります。 1-② 新規で自営就農し、最初の出荷又は販売が令和4年1月1日以降である人 ※自営で農業を始めたことを証明するため、令和4年1月1日より前の日付の「個人事業の開業届出書の写し」等の提出が必要です。 2 令和4年11月1日現在において町内に住所がある人（町内に居住し、町の住民基本台帳に記録されている人） 3 今後も農業を継続する意思がある人 4 千代田町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない人 5 申請の時点において、世帯で令和3年度末までに納付すべき町税等の滞納がない人（町税等・・・町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税） 6 千代田町中小企業者原油等高騰対策支援金等、他の同様の給付金の支給を受けておらず、今後も申請をしない人
法人の場合	1-① 直近の事業年度の収入についての確定申告に係る決算報告書において、農業の売上げがある法人 1-② 農業を事業として行っている法人で、農業を開始して初めての確定申告の時期を迎えていない法人 2 令和4年11月1日現在において町内に主たる事務所を置く法人 3 今後も農業を継続する意思がある法人 4 千代田町暴力団排除条例に規定する暴力団ではなく、かつ、構成員が同条例に規定する暴力団員等ではない法人 5 申請の時点において、令和3年度末までに納付すべき町税等の滞納がない法人（町税等・・・町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税） 6 千代田町中小企業者原油等高騰対策支援金等、他の同様の給付金の支給を受けておらず、今後も申請をしない法人

※上記の書類以外に、対象要件の確認に必要な書類を提出していただく場合があります。

お問い合わせ 及び郵送先	千代田町役場 産業観光課 農政係（役場1階の番窓口） 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日及び年末年始を除く） 〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1 TEL 0276-86-7005 ・ FAX 0276-86-4361 E-mail: nousei@town.chiyoda.gunma.jp
-----------------	--